

◆ マイナンバーカードとスマホでもっとつながる！ e-Tax ！

申告書の作成は、国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリと連携することで、給与・年金等の収入のほか、医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除の申告に必要な情報を取得し、一括入力されるので、時間がかからず簡単に作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税の受領証明書などの収集・保管・入力が必要となり大変便利です！ぜひマイナポータル連携を使った e-Tax をご利用ください。
※マイナポータルと連携するためには、初回のみ事前準備が必要です。お早めの準備をお願いします。
※給与情報と連携するには、源泉徴収票が e-Tax で提出されている必要があります。



◆ 税務署への来署をご検討の方へ

1月6日（月）～2月14日（金）までは、税務署内に確定申告会場はありません。この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できませんのでご注意ください（**確定申告期間ではないため、事前に予約のある方のみ対応となります**）。申告相談を希望される方は、2月17日（月）～3月17日（月）までの確定申告期間中に LINE による入場整理券のオンライン事前発行を受けた上で確定申告会場へお越しください。



◆ 書面による申告書等をご提出される方へ

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。
※ e-Tax を利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日や申告内容を確認することができます。ぜひご利用ください。また、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Tax または郵送等での提出をお願いします。

■ 申告に必要なもの（領収証や証明書などは令和6年中のもの）

収入がわかるもの	給与所得者	源泉徴収票（原本）…勤務先が発行
	年金所得者	源泉徴収票（原本）…年金支払者が発行
	営業・農業・不動産所得者	記入済の収支内訳書、支払調書
	一時所得がある場合	収入額と必要経費の記載された証明書（支払保険金額等のお知らせなど）
	シルバー人材センターの所得がある場合	配分金支払証明書
	所得から控除する額がわかるもの	社会保険料控除
生命保険料控除		生命保険料の控除証明書
地震保険料控除		地震保険料の控除証明書
障害者控除		障害者手帳、控除対象者認定書など
医療費控除		記入済の医療費控除の明細書、医療費通知（原本）
寄附金控除		寄附金の受領証（原本）など
住宅借入金等特別控除（2年目以降のかた）		記入済の令和6年分住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
その他	・税務署や市役所からの「申告お知らせはがき」（ある場合のみ） ・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・申告する人名義の預貯金口座番号がわかるもの ・利用者識別番号がわかる書類（ある場合のみ）	

※令和6年中、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料（年金からの特別徴収分を除く）は、1月28日（火）に発送します。

■ 市の会場で受付できない申告の種類

- 市の会場でも確定申告を受付ますが、以下の申告は栃木税務署（☎（22）0885）での受付となります。市の会場の予約をされても受付できませんので、必ずご確認ください。
- ・土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
 - ・太陽光発電（売電）の申告
 - ・暗号資産（仮想通貨）取引による申告
 - ・先物取引（FX含む）、申告分離課税の配当所得の申告
 - ・給与と所得者の特定支出控除の申告
 - ・住宅借入金等特別控除の1年目の申告
 - ・国外扶養親族の控除適用を受ける申告
 - ・外国税額控除の適用を受ける申告
 - ・災害・盗難・横領等の雑損控除の申告
 - ・青色申告、肉用牛の売却による課税の特例を受ける申告
 - ・過年度分（令和5年分以前）の申告
 - ・準確定申告（死亡した人の申告）
 - ・その他税務署での判断が必要となる申告

■ 所得税還付申告会（予約制）

2月17日（月）からの申告受付日程とは別に、所得税還付申告会を開催いたします。

給与収入のみの方、公的年金等収入のみの方、ぜひご利用ください。

日時 2月6日（木）、7日（金）
午前の部：9時～11時30分／午後の部：13時30分～16時

会場 市役所本庁舎（万町）3階正庁

予約方法 音声ガイダンスによる電話予約です。

予約専用番号
☎050-3650-5701

予約受付期間
1月7日（火）9時～20日（月）
24時間受付可能（土・日・祝日含む）

対象者 ・退職などで年末調整が済んでいない方
・給与と所得者や公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方

持ち物 左ページの「申告に必要なもの」を参照し、ご持参ください。

■ 市民税・県民税申告書は郵送で提出できます。

市民税・県民税申告書や手引きは、税務課・各総合支所窓口で1月中旬から配布するほか、市ホームページからもダウンロードができます。（郵送での配布を希望の方はご連絡ください。）

必要事項をご記入のうえ、マイナンバーカードの写し、源泉徴収票や控除証明書などのコピーを同封し、3月17日（月）までに郵送してください。（同封書類はお返しできません）
※確定申告書は税務署に提出してください。

提出先
〒328-8686（住所不要）
栃木市役所 税務課 市民税係 あて

■ 申告のお知らせはがきを郵送します

1月下旬に、前回、市民税・県民税申告書を提出した方および市の会場で税申告された方へ「申告のお知らせはがき」を郵送します。

はがきのイメージ
（圧着式はがきです。届いたらご自身で開いてください。）



■ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい計算のためには、市県民税の申告が必要です

保険税（料）は、本人及び家族の方の前年中の課税所得に基づいて計算します。
収入が無い方は、市県民税の申告をすることにより、低所得者の軽減措置が受けられる場合があります。
※遺族年金・障害年金（非課税年金）のみを受給している方も、収入無しの申告が必要となります。

■ 国民健康保険・後期高齢者医療加入者の申告について

国民健康保険・後期高齢者医療加入者は、世帯に未申告の方がいる場合、高額療養費の正しい区分の限度額が適用されないことがあります。非課税の方も申告書の提出が必要です。

問合せ先 保険年金課国保係 ☎（21）2131
医療給付係 ☎（21）2137

■ 要介護認定者の障がい者控除対象者認定書と医療費控除（おむつ代）に係る主治医意見書内容確認書の交付

交付を希望する方は、高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課保健福祉係へ申請ください。

申請に必要なもの 印鑑（申告する方と要介護認定者本人のもの）
※認定書、確認書は内容を審査した後日郵送します。

問合せ先 高齢介護課 ☎（21）2253